第明三治二十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第１０１号
大津市下阪本５丁目22番30号　コーポグローリ301号、前住所大津市際川３丁目１番７号
債務者　福島　　正
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
滋賀県草津市東矢倉３丁目10番８号、前住所京都府船井郡京丹波町富田新田81番地
債務者　河野美代子（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
滋賀県湖南市下田1410番地３
債務者　長谷川郁代
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
滋賀県草津市草津１丁目９番10号
債務者　竹内　昭平
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
大津市大萱１丁目７番３―604号
債務者　渡部　利子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
滋賀県守山市守山６丁目18番８―102号
債務者　林　　優花
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
大津市大石東３丁目11番11号
債務者　久保田康典
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
滋賀県湖南市三雲1496番地113
債務者　大東　　棄高
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
滋賀県守山市吉身５丁目７―18　ボナール西井302号、住民票上の住所京都市上京区衣棚通寺之内上る上木下町83番地７
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
滋賀県高島市拝戸161番地　拝戸団地Ｈ―25号、前住所滋賀県高島市新旭町新庄415番地19
債務者　西沢　幸三
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
滋賀県湖南市若竹町22番地１　ビューハイツ若竹５Ｆ―Ａ号
債務者　野畑　里美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
大津市大石中５丁目18番７号
債務者　橋本　恵介
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
大津市大石中５丁目18番７号
債務者　橋本　春美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
鳥取県米子市彦名町7647番地２
債務者　金築　　輝
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２９号
広島市安佐南区八木９丁目４番63―104号、申立時の住所広島市安佐南区中須１丁目25番15―408号
債務者　名越　　賢
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６１１号
広島県廿日市市大野1588番地９
債務者　作本　俊江
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６１２号
広島県廿日市市大野1588番地９
債務者　作本　　昇
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４８号
広島市安佐南区中筋３丁目１番19―101号
債務者　永田　　充
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部